公聴会

アークヒルズヘリポートの施設変更に関する公聴会

航空法第43条第２項において準用する同法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成26年12月11日

東京航空局長　戸田　和彦

1　事案の内容　平成26年国土交通省告示第1140号に係るアークヒルズヘリポートの施設変更について
2　日時　平成27年１月16日14時
3　場所　赤坂区民センター　大ホール　東京都港区赤坂４―18―13
4　主宰者　国土交通省東京航空局空港部管理課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）
5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成26年12月26日17時までに必着するよう、郵便番号102―0074　東京都千代田区九段南１丁目１番15号東京航空局空港部管理課長に提出しなければならない。
6　傍聴　傍聴人の人数は50人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日13時30分から赤坂区民センター　大ホールで行い、傍聴券を交付する。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者
⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項
⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容
⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。
⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。
⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４８号
宮崎県串間市大字西方5456番地
債務者　田中　昭代
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
宮崎県串間市大字西方5456番地
債務者　田中　美香（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
宮崎県日南市大字板敷7781番地１
債務者　田中　忠文
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第１９０４号
北海道石狩市花川南２条２丁目229番地
債務者　大野　文男
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須田布美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月28日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７４２号
福岡県糟屋郡志免町別府西２丁目23番３―518号
債務者　種村　　肇
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　有紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６３号
北海道北見市常盤町３丁目５番７号　ゆうあいホーム３号館、住民票上の住所北海道網走郡大空町女満別西１条４丁目２番８号
債務者　樫原　泰二
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒永　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第３６３号
滋賀県甲賀市甲南町野川1202番地
債務者　北田　哲夫
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　周平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４１４号
福岡市早良区東入部２丁目11番37―101号
債務者　旙山　芳裕
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　是枝　秀幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４１５号
福岡市早良区東入部２丁目11番37―101号
債務者　旙山　亜希
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　是枝　秀幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５８２号
福岡県糟屋郡志免町御手洗２丁目11番５号　御手洗アパート205号
債務者　松隈　淳子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舞田　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６１７号
福岡市博多区千代２丁目２番38号
債務者　松原栄二こと　ＰＡＲＫ　ＹＯＵＮＧＩＥ　朴　　栄二
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　智浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３２４号
群馬県渋川市中郷461番地43
債務者　萩原　善市
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係